

目

次

8月定例会会期及び議事日程	3	諸泉定次議員	14
8月定例会付議事件	4	高島直幸消防副局長兼消防課長	15
△ 8月7日(月)		諸泉定次議員	15
出欠議員氏名	5	園田正広消防副局長兼総務課長	15
地方自治法第121条による出席者	5	諸泉定次議員	16
開 会	6	園田正広消防副局長兼総務課長	16
会期の決定	6	諸泉定次議員	16
議事日程	6	高島直幸消防副局長兼消防課長	16
諸報告	6	諸泉定次議員	16
議案上程	6	高島直幸消防副局長兼消防課長	17
提案理由説明	6	諸泉定次議員	17
秀島敏行広域連合長	6	園田正広消防副局長兼総務課長	17
議案に対する質疑	7	諸泉定次議員	17
広域連合一般に対する質問	7	山下明子議員	17
野副・昭議員	7	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	18
高島直幸消防副局長兼消防課長	8	山下明子議員	19
野副・昭議員	8	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	19
高島直幸消防副局長兼消防課長	8	山下明子議員	20
野副・昭議員	9	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	20
高島直幸消防副局長兼消防課長	9	山下明子議員	21
野副・昭議員	9	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	21
高島直幸消防副局長兼消防課長	9	山下明子議員	21
野副・昭議員	9	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	21
高島直幸消防副局長兼消防課長	9	山下明子議員	21
野副・昭議員	9	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	22
高島直幸消防副局長兼消防課長	9	山下明子議員	22
野副・昭議員	9	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	23
高島直幸消防副局長兼消防課長	9	山下明子議員	23
野副・昭議員	10	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	24
高島直幸消防副局長兼消防課長	10	山下明子議員	24
野副・昭議員	10	一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	24
高島直幸消防副局長兼消防課長	11	山下明子議員	24
野副・昭議員	11	議案の委員会付託	25
諸泉定次議員	11	散 会	25
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	12	△ 8月10日(木)	
高島直幸消防副局長兼消防課長	13	出欠議員氏名	27
園田正広消防副局長兼総務課長	13	地方自治法第121条による出席者	27
諸泉定次議員	14	開 議	28
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	14	委員長報告・質疑	28
諸泉定次議員	14	伊東健吾介護・広域委員長	28
一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長	14	討 論	28

山下明子議員	29
採 決	30
議決事件の字句及び数字等の整理	30
会議録署名議員指名	30
閉 会	30
(資料)	
一般質問項目表	33

8 月 定 例 会

◎ 会 期 4 日 間

議 事 日 程

日次	月 日	曜	議 事 要 項
1	8 月 7 日	月	午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、広域連合一般に対する質問、議案の委員会付託、散会
2	8 月 8 日	火	(常任委員会)
3	8 月 9 日	水	休 会
4	8 月 10 日	木	(議会運営委員会) 午前10時開議、委員長報告、質疑、討論、採決、会議録署名議員の指名、閉会

◎ 8月定例会付議事件

△広域連合長提出議案

- | | |
|--------|---|
| 第9号議案 | 平成28年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算 |
| 第10号議案 | 平成28年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 第11号議案 | 平成28年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算 |
| 第12号議案 | 平成29年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 第13号議案 | 平成29年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 第14号議案 | 平成29年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号） |
| 第15号議案 | 佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |

△報告書等

議決事件の字句及び数字等の整理について

介護・広域委員会審査報告書

消防委員会審査報告書

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第2号報告 | 平成28年度佐賀中部広域連合消防特別会計継続費精算報告書の報告について |
| 第3号報告 | 平成28年度佐賀中部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第4号報告 | 平成28年度佐賀中部広域連合消防特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第5号報告 | 専決処分の報告について |

平成29年 8 月 7 日 (月)

午前10時00分 開会

出席議員

1. 中島慶子	2. 野北悟	3. 西正博
4. 諸泉定次	5. 野副昭	6. 白石昌利
7. 伊東健吾	8. 馬場茂	9. 宮崎健
10. 永渕史孝	11. 村岡卓	12. 江原新子
13. 高柳茂樹	14. 松永憲明	15. 川副龍之介
16. 山下明子	17. 川崎直幸	18. 川原田裕明
19. 平原嘉徳	20. 黒田利人	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	多良正裕	副広域連合長	御厨安守
監査委員	久保英継	会計管理者	中島博樹
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
消防副局長兼総務課長	園田正広	消防副局長兼消防課長	高島直幸
総務課長兼業務課長	石橋祐次	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	野田博嗣	通信指令課長	藤島潤典
佐賀消防署長	高田義博		

◎ 開 会

○川崎直幸議長

おはようございます。ただいまから佐賀中部広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎ 会期の決定

○川崎直幸議長

日程により、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から8月10日までの4日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

○川崎直幸議長

次に、会期中の議事日程は、お手元に配付しております日程表のとおり定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期中の議事日程は、お手元に配付しております日程表のとおり決定いたしました。

◎ 諸 報 告

○川崎直幸議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしております報告第2号のとおりであります。

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査の報告について

平成29年2月7日から平成29年8月6日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を送付したとおりである。

記

2月24日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成28年

度12月分)

3月27日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成28年度1月分)

4月27日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成28年度2月分)

5月31日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成28年度3月分)

6月30日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成28年度4月分)

(一般会計・特別会計等の平成29年度4月分)

7月27日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成28年度5月分)

(一般会計・特別会計等の平成29年度5月分)

◎ 議案上程

○川崎直幸議長

次に、日程により、第9号から第15号議案、以上の諸議案を一括して議題といたします。

なお、平成28年度佐賀中部広域連合消防特別会計継続費精算報告書の報告について、平成28年度佐賀中部広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、平成28年度佐賀中部広域連合消防特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、専決処分の報告についてが第2号から第5号報告として提出されておりますので、申し添えます。

◎ 提案理由説明

○川崎直幸議長

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○秀島敏行広域連合長

おはようございます。本日、佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、当面する諸案件につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

はじめに、第9号から第11号までの議案は、平成28年度の一般会計及び特別会計の決算の認定について、お諮りするものでございます。

次に、補正予算議案について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成28年度決算に伴う諸経費、緊急を要する経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第12号議案「一般会計補正予算（第1号）」は、補正額2,067万円で、補正後の予算総額は、約9億1,658万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置及び介護保険事務処理システムの改修に係る経費の減額などを措置しております。

また、同システムの改修経費として平成30年度までの債務負担行為を設定しております。

次に、第13号議案「介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、補正額約11億2,399万円で、補正後の予算総額は、316億440万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置となっております。

次に、第14号議案「消防特別会計補正予算（第1号）」は、補正額約1億5,294万円で、補正後の予算総額は、約47億6,025万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、公債費の確定に伴う措置等を行っております。

なお、細部については、歳入歳出補正予算事項別明細書等により、御審議をお願いいたします。

次に、条例等の議案につきまして、御説明申し上げます。

第15号議案「佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、職員の仕事と家庭の両立支援の充実を目的として、介護休暇、育児休業等に係る制度を拡充するため、必要な規定を整備するものです。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○川崎直幸議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○川崎直幸議長

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、これをもって質疑は終結いたします。

◎ 広域連合一般に対する質問

○川崎直幸議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を開始いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

○野副・昭議員

おはようございます。質問の前に、今回の九州北部の豪雨災害及び台風5号等でお亡くなりになられました方の御冥福と被害に遭われた方の一日でも早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

また、災害に佐賀中部広域連合緊急消防援助隊の活動に対し、心から敬意と感謝を申し上げますとともに、活動お疲れさまでした。どうぞこれからもよろしく願います。

それでは、質問に入ります。

通告していましたが在留外国人及び訪日外国人の救急時における搬送の対応についてお尋ねいたします。

在留外国人や訪日外国人観光客の増加に伴い、急病やけがで緊急搬送される外国人はふえているのではないかというふうに思います。この猛暑の中、今後は熱中症搬送も多くなることが予想されます。生きるか、最悪な場合は死に至ることも考える必要があり、ささいなことも見逃さず、正確に相手に伝えなければなりません。しかし、外国人との会話は非常に理解しにくく、ましてや緊急の場合は話も早くなり、わかりにくい、難しい問題ではないかというふうに思います。法務省在留外国人統計によりますと、九州、沖縄、山口での県別在留外国人の数は、2016年12月末で福岡県6万4,998人、次いで山口県1万4,743人、3番目は沖縄県の1万4,285人であります。それに続くのは、長崎、熊本、大分、鹿児島に続き佐賀県であり、5,203人の外国人が佐賀に住んでいます。その中で、佐賀中部広域連合管内では、佐賀市に1,389人、多久市は77人、小城市は169人、神崎市

は91人、吉野ヶ里町は71人の方が住んで生活されております。外国人の中でも中国人が一番多く、次いで韓国人、朝鮮人の方であります。そのほかにもありとあらゆる方が佐賀中部広域連合管内に住んでおられます。

また、観光客においては、佐賀県観光客動態調査によりますと、平成29年3月の調べでは、平成27年度の観光客の状況は、佐賀に来られた日本人と外国人を含めた数ですが、2,022万3,000人、そのうち訪日外国人は34万7,000人、宿泊客数は、これも日本人と訪日外国人では295万7,000人に対し、訪日外国人は27万7,000人、日帰り観光客数は日本人と訪日外国人合わせて1,726万7,000人に対し、訪日外国人は7万人の方が佐賀県を訪れ、宿泊か日帰りされています。消費額まで言いますと、日本人と訪日外国人合わせて2,808億円で、そのうち日本人2,672億円、訪日外国人は136億円を使っているという調査でありました。

先ほども申しましたように、多くの在留外国人や訪日外国人がおられます。病気やけがは、いつ、どこで起こるかわかりません。そのような中で、佐賀中部広域連合管内での外国人の緊急時における対応はどのようになっているのか、質問いたします。

あとは質問席において一問一答で質問させていただきます。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

おはようございます。野副議員の御質問にお答えします。

過去3年間に本局管内で搬送した外国人の傷病者数は平成26年が10名、平成27年が24名、平成28年が25名で、3年間で59名を搬送しております。全体的にはアジア国籍の傷病者が多く、平成26年から平成28年の3年間で最も搬送の多い国籍は中国が27名、次いでフィリピンが7名、インドネシアが4名、ベトナムが4名、韓国3名の順となっております。

○野副・昭議員

今お答えありましたように、外国人の搬送等が3年間で徐々にあります。ふえているというふうなことで、国籍も多種多様というふうなこと

の報告がありましたけれども、一般質問に入りたいというふうに思います。

救急の場合は日本人と同様に119番の通報でまずは連絡をされると思うんですね。その119番を通報された場合には、どこから電話をかけているかというふうな居場所はわかると思うんですね、電話の回線上ですね。ただ問題は、電話をかけられた方の症状とか、そのときの状態等が日本語がしゃべれない方に対しては、本当に聞き取りにくい、意味の内容が理解しにくいところが多いと思うんですが、そのときにはどのような対応をとっておられるのか、お尋ねいたします。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

議員の御質問ですけれども、外国人傷病者の救急事案につきましては、日本語での119番通報であったり、傷病者のそばに通訳がいるケースがほとんどで、特に問題なく現場の特定や症状の聴取等を行っているところであります。

そういった中で、全く日本語が通じない外国人からの119番通報につきましては、通信指令員が119番通報に特化した通訳サービスを利用して対応しております。この通訳サービスは、外国人から119番通報を受信した際に、119通訳コールセンターに電話回線をつなぎ、通報者、消防局の通信指令員、そして、外国語に対応する通訳コールセンター職員の3者が同時に話すことができるものです。この通訳サービスは、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の5カ国語に対応しており、24時間、365日利用が可能です。平成26年4月から運用を開始しており、平成26年には8件、平成27年には2件、平成28年には11件の利用実績があります。

また、救急現場においては、救急隊も先ほど述べました通訳サービスを利用しております。

さらに、本年7月からは消防庁が提供している15カ国語に対応した多言語音声翻訳アプリを救急隊が保有するスマートフォンに導入しております。このアプリは、救急現場で使用頻度が高い会話内容が定型文として登録されており、外国語に変換された音声と画面の文字により、コミュニケーションが可能となる多言語音声翻訳アプリです。

また、定型文以外の会話も音声と文字に翻訳が可能です。このアプリの導入により、救急現場での外国人対応がより一層スムーズとなり、円滑な救急活動ができるようになっております。

○野副・昭議員

日本語が話せない方に対応する方法というふうなことで、コールセンター等を介して相手と会話ができるというふうなシステムがこの中部広域連合の中でも行われるというふうなことですが、そのコールセンターというのは、例えば、本人から英語で119番されたらと。即座にその時点でコールセンターのほうにつながれて、患者さんと、もしくはそばにおられる家族の方か何かわかりませんが、その方との電話通訳ができるというふうなことと同時に、そこには消防隊員の方たちも一緒にその通話を聞きながら、例えば、消防隊員が聞きたい情報ですね、どういうふうなことですかとか、例えば、今どこにおられますかとか、そういうふうな情報も一緒に聞き取れるようになっているシステムなんですか。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

システム的には、まず119番通報が入りますと、指令員がまず受信します。相手とお話をするんですけども、相手の会話の中で、ああ、これは日本語じゃないというところで、指令台のボタンをワン操作することで通訳の方とつながって、3人で同時にお話ができるというシステムになっております。

○野副・昭議員

3人でできるということは、消防隊員の方が聞きたい情報も聞き取れるし、相手が伝えたい情報も理解できるというふうなシステムだと理解できると思います。

その通報自体は、総務省の消防庁国立研究開発法人の情報通信研究機構の自動翻訳システムというのがことしの5月から、先ほど言われましたように緊急隊員の方がスマートフォン、タブレット等を通じて利用できるというふうなことになっているようですが、そのシステム自体も15カ国語と先ほど言われましたけれども、その中に音声を出して聞き取る、そして現場に今度隊員の方が行っ

たとしたときに、現場での処置はどういうふうな処置がとれるんですか。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

質問にお答えします。

まず、救急隊がスマートフォンを患者さんにお見せします。そして、タッチ方式になっていますので、一応見せて、そこをタッチしていただくだけで自由に言語を選べるような形になっております。それから症状がどうなるかというようなことで問診とかそういったものが始まります。

以上です。

○野副・昭議員

そしたら、ワンタッチでその内容が出るということは、例えば、「会話ができますか」とかいろんな、「返事をしてください」とかいうふうな画面が出るというふうなことで理解しておっているんですか。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

アプリの中には定型文が入っておりまして、「どこが痛いですか」とか、「どこから来ましたか」とか、そういった定型文が入っておりますので、それを外国の方が自分の国の言葉で選択して選ぶということになっております。

○野副・昭議員

そのほかに、私ちょっとお尋ねして聞いておるんですが、例えば大きな画面、スマートフォンの画面じゃなくて、大きな紙に例えばその国の言葉を見せて、どうありますかと、スマホとかタブレットじゃなくて、画面に書いた、何かそういうふうな問診じゃないですけども、そういうふうな方法も広域連合では使っておられるんですか。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

この消防庁から配信されたアプリを使う以前には救急隊が一応ブック形式なものを持っておりまして、そこには英語とか韓国語、そういったところで、例えば、傷病者の部位ですね、目だったり、おなかだったり、そういったところを一応表示して、それは英語だったり韓国語に変えているというような、絵本的なものがある、そこで一応救急隊と患者さんとやり取りをするというふうなところはやっております。実際に今も載せておりま

す。

○野副・昭議員

大きな字で書くことによって、相手により理解が深まるというふうなこともありますので、ちっちゃい画面よりも大きなことで相手に通じるというふうなこともできると、同時並行でされればもっと効果的かなというふうに思っております。

続いて、もうそこで現場に行った。今度はその方を搬送する病院先ですね、医療機関。この医療機関を今度見つけるのがまた大変だと思うんですよ。いろんな医療機関があって、外国人を受け入れる医療機関もあれば、うちはちょっと対応できませんよというふうな医療機関も多々あるんじゃないかなというふうに推察するところですが、そこら辺で医療機関との受け入れ態勢等はスムーズに行われているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

医療機関への受け入れ態勢はスムーズかという質問ですけども、本局における平成26年から平成28年の過去3年間の救急事案における119番通報からの出動指令までに要した平均所要時間は1分20秒であり、外国人を対応した事案については1分31秒となっております。

また、現場到着から現場出発までに要した3年間の平均所要時間は16分35秒であり、外国人を対応した事案については16分49秒となっております。

外国人傷病者の場合には救急隊が外国人傷病者の対応が可能な3次医療機関等を選定しているため、医療機関への受け入れ態勢は現在のところスムーズに行われており、救急搬送に著しく時間を要したというふうなケースは今のところ発生しておりません。

○野副・昭議員

今のところは発生していないということですが、今後、どういうふうな方たちが来られて、どういうふうな病気、けが等が発生するかもわかりませんので、そこら辺はしっかり医療機関との連携等も必要じゃないかなというふうに思いますので、お考えを願いたいというふうに思います。

そこで、これもそうなんですけど、九州、沖縄、

山口のほうでは医療通訳というボランティアに支えられていることが言われております。医療通訳ですね。福岡県及び福岡市では、ことしの4月に福岡アジア医療サポートセンターというところで外国人と医師を電話で結びまして、14言語を通訳するコールセンター、これも先ほど言われました3者通訳と同様に、365日、24時間対応でされてあるというふうなことです。

また、そのほかには医療機関独自に体制を整えている病院もありまして、2015年、日本医療教育財団による外国人患者受け入れ医療機関認証制度というふうな外国人患者受け入れの認証を取得した九州、沖縄、山口の医療機関があるんですが、鹿児島に2013年に1病院、沖縄県に2016年に1病院、福岡県に2015年と2017年に2病院というふうに、九州、山口、沖縄には4病院の外国人受け入れ医療の体制ができているところがあるんですね。それで、福岡のある病院においては、今まで外国人の受け入れの対応は職員の方が行っていたんですが、どうしても手間がかかるという認識があったそうです。しかし、その認証制を取り入れたことによって、救急隊員と医療機関との連携がスムーズに患者受け入れができるようになったというふうなことで、救急隊員の行動も素早くなり、このような体制を早く整えることができれば、もっといいのになというふうに感じたということを経験された病院の関係者の方が説明されておりました。

そこで現在、外国人の急病に対しては、先ほど話がありましたように、いろんな方法によって対応がされていますが、どうしても救急隊員の症状の把握に手間をとると。救急隊員の方が手間をとったり、現場にとどまる時間等が長くなるケースが多く、容態の悪化につながることも今後は考えられるというふうに思うんですが、円滑な意思疎通が今後は課題であるというふうに思っておりますが、今後、佐賀中部広域連合管内での外国人向けの搬送体制、今お話はお伺いしましたけれども、今後いろんな状態、症状、外国人の方がもっと多くなるというふうに思うんですが、そこで、今後、搬送体制をどのように考えておられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

救急業務は事故や急病などの傷病者を救急隊によって医療機関に搬送すると消防法に定められておりますので、管内で発生した救急事案については、在留外国人に限らず、訪れた全ての外国人に対しても、迅速かつ適切な救急サービスを提供する必要があると考えております。

しかしながら、日本語が理解できない外国人傷病者につきましては、救急隊との意思疎通がうまくできないことも考えられますので、先ほど述べました119通訳コールセンターや多言語音声翻訳アプリを効率よく活用いたしまして、的確な観察と応急処置、そして、迅速に医療機関へ搬送するという一連の救急活動の精度を向上させたいと考えております。

また、平成27年度から外国人講師を招きまして、通信指令員及び救急隊員を対象に定期的に英会話研修も実施しているところであります。

今後も119通訳コールセンターや多言語音声翻訳アプリを活用するとともに、英会話研修を継続的かつ効果的に実施いたしまして、外国語対応能力の向上を図り、円滑な救急業務の遂行に努めてまいりたいと考えております。

○野副・昭議員

ありがとうございました。今回、この外国人に対する緊急体制というふうなことで質問させていただきました。消防隊員の方たちは日夜、広域管内に限らず、ありとあらゆるところで活動されてあって、時間もなく、また、本当お忙しい中、体力的にも肉体的にもハードで、今、猛暑が続いておりますけれども、大変な仕事があるというふうには理解していますが、せっかくこちらの佐賀のほうにも外国人の方々が在留、もしくは訪日というような形で来ておられますので、手はかかるとは思いますが、しっかりした対応をしていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、佐賀中部広域連合管内でも外国人の数の増加、今後まだ多く見込まれるというふうな状況でもあると思うんですね。病気、けが等は、いつ、どこで、災害も含めてですね、どこでどういうふうにかかるかわかりません。外国

人への対応ということで、先ほど言われましたように、英会話を習得するとか、いろんな対応が図られていることも踏まえまして、システムの開発、それから、福岡における24時間体制のコールセンター等を利用されながら、対応を考えていかなければいけないというふうに思いますね。

せんだって警察のほうも外国人に対する対応を福岡のコールセンター、24時間、365日のところで対応されてあったというふうな報道もされました。そのことによって、いろんな医療機関との体制も考えて、安全・安心な地域を築いていただきたいというふうに思います。在留、訪日外国人の安全・安心というのは、地域の振興にもつながるといふふうに思います。緊急を要する地域において、今まで以上の活躍を御期待しまして、私の一般質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○諸泉定次議員

小城市の諸泉です。通告により、介護行政と消防行政について質問をさせていただきます。

まず初めに、ことし2月議会の際、消防委員会に第6期における地域支援事業についてのプリントが渡されたところであります。

そこで、改めてお聞きをいたします。第6期の制度改正において、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業が大きく取り上げられています。佐賀中部広域連合においては、広域的に対応されているところですが、マスコミ報道では市町での格差が生じるのではとの懸念の報道がなされています。

そこで、現在の総合事業の移行状況についてお伺いをいたします。

その上で、幾つかの点について一問一答で質問をさせていただきます。

次に、消防行政についてお伺いいたします。

昨年4月に起きた熊本地震は大変な被害をもたらしたところであります。また、ことし7月の九州北部集中豪雨で、福岡県朝倉市、大分県日田市など、これまた大きな被害をもたらしています。被害に遭われた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、昨年の熊本地震はいまだに復興が追いつかない状況です。

こうした中で、佐賀広域消防局緊急消防援助隊は、九州で福岡に次いで2番目に駆けつけ災害救助に当たられたということで、私たちも大変勇気をつけられたところであります。

そこで、昨今の異常気象状況や何より怖い大地震での熊本地震を教訓としたものについて、市町との連携をどうされるのかお尋ねをいたします。

次に、多久消防署出張所の設置についてお尋ねをいたします。

多久消防署出張所の件については、隣の小城の議員が質問するのに非常にためらいがありましたけれども、この件については、今のところ消防委員会でも報告はなく、消防委員会研究会で報告があるかもわかりません。

過去、ことしの2月の議会でも消防職員の不祥事事件がマスコミに報道されたときも、私は一般質問で取り上げました。一般質問の後に消防委員会研究会でも報告はありましたけれども、研究会は議事録もなく、ただ報告に対して意見を言うということで、議会はチェック機能を持っており、また、市民、住民に対して報告の義務もあります。そのチェック機能を発揮するには、議事録を残し公文書とするため、一般質問で取り上げたほうがよいという私の考えから、この問題について質問をいたします。

そこで、この多久消防署出張所の設置について、まずこれまでの進捗状況をお聞きます。

その後、一問一答で質問をさせていただきます。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

議員お尋ねの総合事業についてお答えいたします。

初めに、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業につきまして、簡単に御説明をいたします。

第6期の制度改正では、団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどとした地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防事業が要支援者の介護保険給付の一部と一体となり、総合事業として再構築されました。

本広域連合では、経過措置を用いて平成29年4月1日から総合事業を開始しております。総合事業は、大きく2つの事業で構築され、その一つが要支援者等を対象とする介護予防生活支援サービス事業で、もう一つが65歳以上の全ての高齢者等を対象とする一般介護予防事業です。

初めに、要支援者等が利用の対象となる介護予防生活支援サービス事業についてですが、国が示す総合事業のガイドラインでは、サービスの種類として、まずこれまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスがあります。また、そのほかにも従来の介護予防サービスよりも緩和した基準で提供されるサービスや住民主体によるサービス、その他生活支援サービスなどが示されております。

平成29年度は、本広域連合における制度移行の初年度となるため、相当サービスのみを提供しております。これは、既に介護保険給付を利用されている方のサービスを確保し、また、介護サービス事業者、地域包括支援センター等の業務等を勘案して、その業務に混乱が生じないようにしたものです。

次に、総合事業の移行状況についてお答えいたします。

まず、相当サービスの提供体制についてですが、相当サービスを提供する事業者につきましては、本広域連合が指定する必要があります。しかし、当初はそれまで介護予防サービスを提供していた事業者が相当サービスの提供事業者となり、その事業者のほとんどが制度的にみなし指定となりました。そのため、指定に係る手続に関する混乱はなく、滞りなく総合事業を提供する指定事業者への移行が進んでおります。

また、これまでどおり、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供されるよう、予防給付と同様に地域包括支援センターが相当サービスの利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを実施することになります。

このようなことから、平成29年4月1日において、相当サービスの提供体制は完全に整った状況となっております。

続いて、サービスの利用者についてですが、平成29年4月1日以降に、新規に訪問や通所のサービスを利用される方は、総合事業の相当サービスの利用となります。また、既に介護予防訪問介護や介護予防通所介護を利用されていた方は、4月1日以降も要支援者認定の有効期間までは、それまでのサービス内容の原則そのまま利用していただけます。そして、要支援認定の有効期限が切れ、更新申請をされた時点からは総合事業の相当サービスに移行することになります。

要支援認定の有効期間が最長1年であるため、今年度末までには全ての方が総合事業のサービスに移行することになります。

続きまして、一般介護予防事業についてですが、従来の介護予防事業では、一次予防事業と二次予防事業に区分されておりましたが、その区分がなくなり、要支援者も含む全ての高齢者を対象とし、一体的に介護予防を推進する事業となりました。

その事業内容につきまして、運動教室等の実施や住民主体の介護予防活動の支援など、従来の介護予防事業を踏襲するもので、地域の実情に応じた事業に取り組むことが必要なため、これまでどおり各市町に委託して実施をしております。

事業開始から4カ月ほど経過しましたが、介護予防生活支援サービス事業及び一般介護予防事業双方ともに現状として円滑に総合事業への移行が進んでおります。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

熊本地震を教訓とした市町との連携という御質問にお答えします。

平成28年4月14日、21時26分に発生した熊本地震につきましては、消防庁長官から佐賀県統合機動部隊としての出動を求められ、他県に先んじて翌15日の午前2時35分に被災地に入り活動を開始しました。

益城町では震度7を観測し、広範囲で家屋が倒壊し、多数の要救助者が想定されましたが、ほとんどの方が救出されている状況でした。比較的短時間で救出が行われた背景には、地元消防団や住民による迅速かつ的確な救出活動が功を奏したものと考えております。

前震が発生してから28時間後の4月16日、1時25分には再び震度7の本震が熊本地方を襲い、被害がさらに拡大したため、佐賀県統合機動部隊は4月25日までの12日間に及ぶ活動となったところであります。

これまでの常識では考えられないような大規模な災害が各地で発生しており、被害を最小限に食い止めるためには、自助・共助・公助による一体的な活動が必要となりますので、防災関係機関、特に地域防災の中核となる消防団との連携を強化するとともに、自主防災組織との良好な関係を構築していく必要があると考えております。

○園田正広消防副局長兼総務課長

御質問の多久消防署出張所の進捗状況ということにお答えさせていただきます。

まず、平成25年4月の佐賀中部広域連合と神埼地区消防事務組合の統合に向けて、消防行政の円滑な運営を確保するため、佐賀中部広域連合広域消防運営計画を平成24年1月11日に作成いたしております。

この計画においては、統合による最大の目的を消防力の強化と位置づけまして、多久市南西部及び吉野ヶ里町北部について出張所を新設する方針を決めております。

このことにより、本局管内のより迅速な対応と部隊の投入が期待されたところです。

平成25年4月1日に神埼地区消防事務組合と佐賀中部広域連合が統合し、6消防署3分署4出張所で佐賀広域消防局がスタートし、平成27年1月には神埼消防署吉野ヶ里出張所を新設し、6消防署3分署5出張所での運用を開始いたしました。

多久消防署の出張所につきましては、平成25年ごろから佐賀中部広域連合広域消防運営計画に基づき、多久市において建設候補地の選定が行われ、用地取得等を進められておりましたが、諸事情により調整がつかず、当該候補地での建設を白紙に戻されました。その後、関係団体、地域住民と協議を重ねられてきましたが、ことし平成29年6月の多久市定例会において、多久消防署多久南西出張所建設予定地の用地取得等に係る経費についての補正予算を計上され、原案どおり可決をされて

おります。

このことを受け、平成29年6月27日に多久市から出張所の建設について正式な依頼があったところです。

今後、多久市で測量及び登記がなされた後、造成工事が行われる予定ですが、本局といたしましては、これらの進捗状況を見ながら建設スケジュール等の協議を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それでは、一問一答に移らせていただきます。

まず介護の部分、行政についてでありますけれども、先ほど答弁ありましたけれども、特に介護予防生活支援サービス事業では基準を緩和したサービスが実施できることということになっておりますけれども、その実施等に係る状況がどうなっているのか、まずお尋ねします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

議員の質問にありました緩和した基準によるサービスにつきまして、初めに簡単に御説明をいたします。

この緩和した基準によるサービスにつきましては、決定したサービス内容に応じて、従来より緩和した人員、運営等の基準やサービス内容に応じた報酬の設定を行うものです。

そして、従来の介護予防訪問介護や通所介護のサービス内容の範囲内で利用者の状態や地域の実情等に応じて、保険者が柔軟にサービス内容やその基準等を設定し、サービス提供することが可能とされております。

例えば、訪問型サービスでは、利用者のうち身体介護が必要でない方を対象とし、生活援助のみを提供するサービス内容を設定することも可能とされています。また、通所型サービスではミニデイサービスや運動、レクリエーション活動を主体とするサービス内容を設定することが可能です。この緩和した基準により、サービスにつきましては、本広域連合、そして各市町の実情に応じたサービスの検討を要するものであり、利用者やサービスを提供する事業者の状況等も踏まえなが

ら、市町と協議を重ねている段階です。

そして、その協議結果をもとに事業方針を第7期介護保険事業計画策定委員会に諮り検討をしていくこととなります。

○諸泉定次議員

一通り説明を受けたわけですがけれども、ぜひよりよいサービスをお願いしたいということと、次に、生活支援サービスなどもありますけれども、その分の検討状況はどうなっておりますか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

介護予防生活支援サービス事業においては、相当サービスや緩和した基準によるサービスのほかにも、住民自治体によるサービスや、そのほか生活支援サービスなどを行うことが可能とされております。

議員がお尋ねのサービスも含めて、相当サービスや緩和した基準によるサービス以外のサービスは、全般的に市町の意向を尊重すべきサービスであり、それぞれの市町の実情に応じ、市町の特色を生かした内容を検討すべきものであると考えております。

例えば、住民主体によるサービスは、地域資源の活用と地域の実情に応じたものとなります。

また、通所型の住民主体によるサービスは、一般介護予防事業において各市町が取り組んでいる住民主体の通いの場づくりと、その内容は類似するものです。

したがって、通いの場づくりにつきましては、要支援者も含む65歳以上の全ての高齢者を対象とした事業として、現行のまま継続するのか、要支援者を中心としたサービスに切りかえるのかなど、さまざまな検討も必要となります。

緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスなど、平成30年度以降における相当サービス以外のサービスの実施につきましては、現在市町と検討協議を行っているところです。

特に、住民主体のサービスなどは市町が主体となって実施すべきものであり、サービスの実施については市町の意向を尊重し、検討を重ねていきたいと考えております。

○諸泉定次議員

先ほど来ずっと何回も答弁されておりますけれども、住民主体のサービスの充実を図るために市町と連携をとりながら図っていくということであります。

この介護の問題についても、マスコミにも制度改正が大きく報道されております。さらに、先ほど言われたように、住民主体のサービス充実に向けて、さらに市町と十分な連携をとってサービス向上に努めていただくことをお願いして、介護の質問については私の質問を終えさせていただきます。

次に、消防行政について質問をさせていただきます。

先ほど熊本地震についての総括的な答弁をいただきました。特に、総括答弁の中でも自主防災組織との連携ということを言われておりました。広域消防局も自主防災の育成ということをうたわれております。そういった意味において、総括質問でも取り上げましたけれども、やっぱり構成市町との連携、特に総括質問でも答弁でも言われました自主防災組織育成について、そのような観点から、これまでどのような取り組みを行われているのか質問をしたいと思います。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

自主防災組織への対応につきましては、平成25年12月に定められました、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律により、消防団が主導的な役割を担うとされていることから、各市町が主体となって実施されているところであります。

本局におきましては、各市町からの要請により、自主防災組織の主導を担う消防団に対し、各種資機材の取り扱い訓練などを行うほか、自主防災組織が主催する訓練に赴き、災害時の避難方法、消火器やAEDの取り扱い訓練、倒壊家屋からの救出方法などの指導や救急講習などを行っております。

今後も各市町との連携をとりながら地域防災力の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○諸泉定次議員

私も地域で自主防災組織をつくらうということ

でいろいろ努力をしております。その際、消防団との連携はもちろんですが、広域消防局の御指導、それからいろんな援助をいただかないとなかなか前に進まないというのが現状であります。

住民の皆さんも自主防災組織をつくるということは十分理解をされておりますけれども、いざ取り組みを始めると参加が少ない。ですから、いろいろ工夫をしながら取り組みをしておりますけれども、これからはぜひ広域消防局の御指導や御協力なくして取り組みができないということも現実でありますので、ぜひこれからは積極的な御協力をお願いしたいというふうに思います。

次に、多久消防署出張所の件についてお尋ねをいたします。

実は私も、冒頭言いましたように非常にためらいがあったわけですが、来年2月の議会になりますと、私どもが改選時期に入りまして、とても質問なんかできませんので、ここでお尋ねいたしますけれども、この多久消防署出張所の人員配置及び今後の多久消防署出張所の建設について、どのような負担割合なのか、それについてまずお尋ねをいたします。

○園田正広消防副局長兼総務課長

御質問いただきました多久消防署の出張所の人員配置及び出張所の建設の費用負担割合ということで答えさせていただきます。

多久消防署の出張所が新設されますと、本局管内の消防署所数は、現行の6消防署3分署5出張所から6消防署3分署6出張所となります。

本局の人員配置及び消防署所の建設につきましては、佐賀中部広域連合広域消防運営計画を基本としております。

したがって、多久消防署及び多久消防署の出張所の人員配置につきましては、この佐賀中部広域連合広域消防運営計画に基づきまして、多久消防署に27名、多久消防署の出張所に10名を配置するように計画をいたしております。

また、消防署の出張所を建設する際の費用負担につきましては、中部広域連合の構成市町であります4市1町により締結されました佐賀中部広域連合の運営に関する協定書によりまして、出張所

の建設地が存する市または町が経費の10%を負担し、全ての関係市町で残りの90%を規約に定める割合により負担するというようになっております。

なお、この建設費用につきましては、有利な財源であります緊急防災・減災事業債を活用する予定としております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

先ほど答弁されました多久消防署に27名、出張所に10名の配置ということは、現在の多久消防署に配置されている職員さんを分けるということで、ふやすということはないのかどうか、それをお尋ねします。

○園田正広消防副局長兼総務課長

人員を多久消防署に27名、多久消防署の出張所に10名ということで、現在の37名を分散するというので、ふえないのかという御質問です。

先ほども申しましたとおり、私どもが今人員配置とか消防署所の建設につきましては、先ほど申しました佐賀中部広域連合の広域消防運営計画をもととして行っているところでございますので、現在のところ、その改定等の計画もございませんので、今のところは、予定といたしましては先ほど申しましたとおり、27名と10名ということの予定でいきたいというふうに思っております。

○諸泉定次議員

では、お尋ねします。

これまで直近の3カ年の中で、多久消防署、それから、なかなか比較するのが難しかったので、近隣のすぐ隣の小城消防署及び小城北部署での火災、救急の出動件数についてお尋ねをします。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

それでは、出動件数についてお答えします。

多久市における過去3年間の火災発生状況は、平成26年12件、平成27年4件、平成28年8件となっております。同じく小城市における火災発生状況は、小城消防署が管轄します牛津町、三日月町及び芦刈町の件数が、平成26年8件、平成27年9件、平成28年11件となっており、北分署が管轄する小城町の件数が平成26年2件、平成27年4件、平成28年3件となっております。

続いて、多久市における過去3年間の救急出動件数は、平成26年922件、平成27年907件、平成28年968件となっております。同じく小城市における救急出動件数は、小城消防署が管轄する牛津町、三日月町及び芦刈町の件数が平成26年987件、平成27年1,091件、平成28年1,073件となっており、北分署が管轄します小城町の件数が平成26年705件、平成27年766件、平成28年779件となっております。

○諸泉定次議員

前もってこのプリントもいただいておりますので、先ほど出動件数をお聞きしたところでありますけれども、火災状況については、その時々で件数は大分変動をいたしますけれども、特に心配するのは、救急の出動回数であります。これが少子・高齢化もあって、佐賀広域消防署管内でも全体的にもずっと増加傾向という状況で、この多久消防署、小城消防署北分署についても、同じく平成26年、27年、28年と毎年毎年増加傾向ということになります。

そこで、この3カ年の平均で多久消防署が、あくまでも平均ですけれども932件、それと小城消防署の平均が1,050件、旧小城町だけを担当とする北分署で平均750件ということで、ちょうど多久消防署が小城消防署と北分署の中間点みたいな感じで増加傾向ということになってきております。

御存じのように、出張所については火災出動があれば救急出動はできず、救急出動があれば火災出動はできずというような状況、そういう人員配置ですよね。

これまで私も佐賀広域消防局で総括答弁の中でもありましたように、神埼署等の統合等でも質問しましたけれども、ずっと答弁されてきたのは総務など事務部門の効率化を図られて現場力・消防力の強化ということで、この間ずっと答弁をされております。

では、今度の問題で、私は皆さんがおっしゃられているように、住民の安心・安全を確保するというので、この出張所をつくれるということについて大いに意味があるというふうに思っておりますけれども、問題は消防力の強化というふう

に思います。

そこで、職員を分割することでのこの消防力の強化について、また訓練等も含めてですけれども、支障がないのかどうか、課題はないのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○高島直幸消防副局長兼消防課長

分散しての業務ができるかというような御質問だと思います。

本局は6消防署を配置しておりまして、多久消防署以外の消防署にはそれぞれに分署または出張所を配置しております。訓練を含めた業務の遂行につきましては、それぞれの本署を中心として消防署ごとに実施しているところであります。

特に、訓練の実施に当たりましては、年間、月間の訓練計画に基づき、本署での合同訓練や連携訓練を実施することで、本署と分署、出張所相互の連携強化を図っております。

このことから、多久消防署に出張所が新設された場合におきましても、他の消防署と同様に訓練を含めた業務を円滑に遂行できるものと考えております。

○諸泉定次議員

ぜひそのように充実した体制をお願いをしたいと思います。

最後にお尋ねします。

これからの広域の計画の中に出張所の整備計画等があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○園田正広消防副局長兼総務課長

今後の庁舎整備計画についてということでございます。

本局の庁舎整備につきましては、先ほど述べましたけれども、佐賀中部広域連合広域消防運営計画に基づきまして、多久市南西部及び吉野ヶ里町北部に出張所を新設することにしており、現行の消防署所につきましては、より消防力が強固となるよう老朽施設の建てかえ等の整備を進めていくこととしております。

したがいまして、吉野ヶ里町北部においては、平成27年1月に吉野ヶ里出張所を新設しており、多久市南西部に出張所を新設することで、統合による最大の目的である消防力の強化が図られるも

のと考えております。

今後、耐用年数等の経過による老朽施設の建てかえは考えられますが、現在のところ新たな消防署所の建設予定はありません。

以上でございます。

○諸泉定次議員

以上で質問を終わりますけれども、先ほど答弁されましたように、住民の安心・安全というのがまず第一でありますので、ぜひそういう観点から消防力の強化をさらに充実したものにされることを祈念して、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○山下明子議員

おはようございます。佐賀市の山下明子です。通告しております2つのテーマについて質問をいたします。

まず、介護保険事業計画7期に向けての問題ですが、去る5月26日、参議院本会議におきまして、括弧つきの改正介護保険法、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律が、民進党、共産党、希望の会——これは自由党、社民党によるものですが——などを除く、与野党の賛成多数で可決、成立いたしました。

今回の括弧つきの改正というのは、介護保険法を含む31本の法改正を1本にまとめた一括法として提案をされ、具体的な内容の多くを政省令に委ねるというものになっております。非常に幅広く多岐にわたるものであるにもかかわらず、衆議院の厚生労働委員会では、わずか22時間で一方的に審議を打ち切った採決強行。そして、参議院の厚生労働委員会では首相質疑すら実施されず、さらに短い16時間での審議で採決が行われました。十分な審議を尽くさず、詳細を明らかにしないままに採決を断行されたという点では、政府与党の責任は非常に重いと言わざるを得ないと思います。

今回の見直しは、社会保障税一体改革の徹底を図るために打ち出された、経済財政一体改革に基づいて具体化されたものです。法改正では、2011年度、2014年度の改正の延長線上に位置している利用料負担の見直し、あるいは介護医療院の創設などとともに、自立支援・重度化防止に向けた保

険者機能の強化、また、共生型サービスの創設など、これまでの見直しとは一線を画したものが盛り込まれています。

またそれだけでなく、法律の改正を要しない政省令や介護報酬の改定によって実施する新たな負担増、給付抑制策なども盛り込まれており、さらに、強いこれまでの反対世論があって今回は見送らざるを得なかった本格的な軽度者打ち切りといった政策案が、今後、次期以降の課題として検討期限とともに明記をされているという問題もあります。

こうした問題をはらむ中で、第7期の介護保険事業計画の策定が始まったわけですが、まず、第6期の総括と重点課題について、佐賀中部広域連合の認識をお聞かせいただきたいと思います。

次に、認知症サポーターについてです。

今、認知症への理解を広げるための取り組みとして、認知症サポーター養成講座が構成市町や企業、あるいは学校などで行われておりますけれども、地域で安心して暮らせるようにすることや今回強調されている地域包括ケアシステムなどを実行していこうとするときに、地域でのマンパワーをいかに確保していくのかという点から見たときに、こうした認知症サポーター養成講座を受けた方たちにどう頑張ってもらえるのかといった、そういう役割も今後期待されていくことになるのではないのかという観点から伺いたいのですが、今、広域連合としては、この認知症サポーター養成講座についてどのように位置づけ、市町とともに取り組まれているのか、そのことについてまず総括としてお伺いいたします。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

質問が2つ続いておりますので、まず、第6期の総括と重点課題についてお答えします。

第6期における制度改正は、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を可能とすることを目的として行われております。

このため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保の

みにとどまらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを、各地域の実情に応じて構築していくことが重点課題となっていました。

その改正の柱が、介護保険制度の持続可能性の確保と地域包括ケアシステムの構築です。2つの柱のうち、介護保険制度の持続可能性の確保にしましては、保険料の上昇をできる限り抑え、高齢者世代間における負担の公平化を図っていくために、所得や資産のある人の利用負担などが見直されました。

本広域連合といたしましては、介護サービスを提供する事業者や利用者に対して各種制度改正の内容を広く周知するとともに、円滑な制度運用に努めました。

次に、もう一つの柱である地域包括ケアシステムの構築では、地域支援事業の大幅な見直しが行われ、新たな事業が位置づけられました。これは、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる2025年を見据えて行われたものです。そして、その制度改正により新たに位置づけられた事業につきましては、それぞれに経過措置が設けられています。

新規事業の構築につきましては、本広域連合では経過措置を用いて、第6期中は段階的な体制整備に努めました。2025年に団塊世代全てが75歳以上になるほか、2040年には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれます。よって、第6期中は事業構築に向けた体制整備を図ってききましたが、第7期は、それらの事業を充実させ、地域包括ケアシステムを進化、推進していくことが重要であると考えております。

次に、認知症サポーターについてお答えします。

認知症サポーター養成事業は、平成17年度から国が主体となり開始されました。これは、多くの人々に認知症が正しく理解され、また、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを目指した、認知症サポーター100万人キャラバン事業が実施されたことに伴うものです。

この認知症サポーター養成事業では、キャラバン・メイトが講師役となり、学んだ知識や体験等を、地域、職域、学校などで伝え、認知症サポーターを養成します。講師役となるキャラバン・メイトにつきましては、佐賀県においては、佐賀県と全国キャラバン・メイト連絡協議会の共同で養成しています。そして、認知症サポーターの養成につきましては各市町が計画し、キャラバン・メイトを活用した養成講座を実施しております。

また、市町が行う認知症サポーター養成に要する教育費等の費用につきましては、地域支援事業を財源として活用することが可能とされており、本広域連合は、その財源確保を行っております。また、機会があれば事業の紹介等にも努めております。

○山下明子議員

それでは、一問一答に入っていきたいと思いません。

まず、第7期介護保険事業計画の策定に関係してですけれども、今、第6期の総括と今後の重点課題ということを述べていただいたんですけれども、実際に、ざっくり言って施設から地域に戻していこうという流れがこの法律の中でより強化されているわけですが、果たしてそれが可能なのかという点では非常に不安を感じています。実はこの質問をするに当たっていろいろ御意見をいろんな方に伺っていたところ、ある50代の女性が、91歳の要支援2のお父さんが1人で暮らしておられ、81歳の要介護4のお母さんが療養型病床を利用されているという方がありました。このお母さんの入っておられるところで、看護師が、平成30年からこの療養型病床がなくなるので、特養に移ってもらわないといけないので、特養を探してくださいというふうに言われたということで、物すごく気が動転して、どうしようかと。非常に待機者も多いと聞いているので、見つかるんだろうかということであたふたして、ようやくことしの初めぐらいかに特養の移り先を見つけることができたということだったそうなんです。法律では今後、介護医療院というのをつくるというふうにはなっておりますけれども、療養型病床がなくなってし

まったらどうなるのかということに関してその看護師長が、地域に戻せと言うけれども、そんなことができるかと本当に思っているとはとても思えないということ、現場のそういう方々もおっしゃっていたということだし、話してくださった50代の女性も、妹と2人それぞれ別に住んでいるので、91歳の独居のお父さんが糖尿と高血圧を患っているということでそちらも心配で、果たして本当に地域でと言われたときに、誰が担うんだろうかということについて相当心配をされておりました。象徴的だと思います。私も、90歳と91歳の両親がおります。どうにか2人で暮らしているけれども、何かあったらどうするかという点では、本当に地域で支え合うという言葉は簡単だけれども、やれるのかというのは心配ですね。

そういう中で、今のこうした国の動き、地域医療構想だとかこの改正介護保険法の言わんとしている流れについて、実際どうこれを踏まえた対応をしようかとされているのかということについて、もう少し述べていただきたいと思えます。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

第6期の制度改正では、介護保険法の改正により介護保険給付に関して保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担が見直されました。これらは、全国統一の基準で改正されたものとなっております。

その主な改正内容としましては、一定以上の所得がある方の自己負担割合が2割となり、また、医療保険の現役並み所得に相当する方の高額サービス費の自己負担限度額が引き上げられました。また、施設入所後の食費、居住費の負担軽減、いわゆる補足給付の支給要件に、預貯金や非課税年金収入を勘案することになりました。これらの改正は、制度の持続可能性を確保するために応分の負担を求めるものです。よって、本広域連合としても、サービスを利用する方はもとより、住民の方や介護サービス事業者に適切に御理解をいただくことが重要であると考え、制度改正に関する周知、広報に力を入れ、円滑な事業推進に努めました。

続きまして、地域支援事業では、訪問介護や通

所介護の移行等も含む介護予防事業の再構築である新しい介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。また、包括的支援事業では、地域医療構想との関連性もある在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業、そして、認知症総合支援事業が新たに位置づけられました。これらの新規事業の実施などが、主な制度改正の内容になります。

地域支援事業は、地域包括ケアシステムの構築に大きく関連する事業であり、それぞれの地域の特性を生かした事業展開を図る必要があります。そのため、本広域連合では、市町の特性や地域資源等を生かした事業構築が重要であると考え、市町との協議を重ね、事業実施に向けた体制整備に努めてまいりました。

○山下明子議員

制度の周知や仕組みづくりというところに力を入れたということだったんだと思いますが、実際に起きている人々の暮らしの部分といますか、介護の実情のところには本当にかみ合っているのかというところがどうも遠いといいますか、靴の外から足をかいている隔靴搔痒という感じがしないではないんですね。

それで先日、介護・広域委員会で東京の国分寺市と埼玉の和光市を視察する機会をいただきました。国分寺市は地域ケア会議について、そして、和光市は地域包括ケアシステムの実践についてということだったんですが、結局今の介護保険の地域へのという流れの中で、どちらも単独でされているので、そういう意味では自分の頭で考えて、足らざるところは一般施策で補足しながら、ある意味スムーズな考え方でされているというのを感じたんですね。訪問に行きましようというときも、介護保険として行く部分もあれば一般施策の部分で行くこともあって、それは同じ人たちであってというふうなことも含めて、考えやすいなというのが実感だったんですね。広域連合ができたときには、主に財政上の問題や人的配置の問題でスケールメリットを期待しながらスタートしたのは事実なんですけど、地域のことを、地域に根ざしてと言ったときに、この広い広域の構成市町の状況

というのがそれぞれ違うのは明らかですね。佐賀市一つとっても、三瀬と、あるいは川副などの南部、そして旧市。旧市の中でも、中心部と周辺とはまた違うという、本当にエリアごとに状況は違うと思うんですが、そういう中で、広域連合と市町が何かしようとしたときに、いや、これは広域連合として一斉にやらなくてはならないのでちょっとということではなかなかスタートはできませんというふうになったり、市町としては独自の財源がないのでちょっとと言ってみたり、あるいは、広域連合ではそれは市町がやることですよというふうになってみたりということで、取り残されるのは住民であり利用者であるというふうになっていきそうな心配がしてなりません。

端的に例を挙げると、和光市の場合、8万1,000人ぐらいの人口で高齢者は1万4,000人という大変小さい規模。だからこそやれるのかもしれませんが、地域で受けとなったときに、24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護の制度を担う事業者が5つあるということなんですね。佐賀中部広域連合でもこれをやりましようやという話になったけれども、実際なかなか担い手が見つからないと、採算が合わないのというふうなことですね。じゃ、どうするといったときに、なかなかそれが進まない。そしたら地域に戻しましようよと言ったときに、本当に24時間そこをしっかりと見てくれるシステムがつくれるのかというところが、第7期に向けた今の説明ではなかなか見えてこないですね、本当のところ。だから、あともう1年しかないわけなので、そういう中で広域連合と市町との関係というのをどのように実際考えておられるのかということをお答えいただきたいと思います。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

まず、佐賀中部広域連合は、事務費の軽減や効率的な事務処理等を目的として設立をされております。これについては、介護保険財政のほとんどを占める介護保険給付において、その効果が生じやすいものと考えております。

介護保険給付は全国統一の基準であり、どの自治体であっても同一の事務となりますので、共同

処理が行いやすく、市町の単独事業より事務や費用の軽減が図りやすいものとなっています。

一方、地域支援事業は、市町の一般事業として実施されていた介護予防・地域支え合い事業を前身とする事業であり、特に、介護予防事業や任意事業は、介護予防・地域支え合い事業から継続している事業メニューも多く、市町の高齢者福祉施策と深く関連しています。したがって、平成18年度に介護予防・地域支え合い事業が地域支援事業に移行した際に、市町が主体となって事業構築を行うこととしており、それ以降、市町が主体という考え方を継続しております。また、地域支援事業は地域における高齢者のニーズ、生活実態や地域資源などを勘案し、地域の実情に合った内容の事業を構築することが求められています。本広域連合の介護保険者としての役割において、高齢者福祉を推進していくという立場は市町と同じものであり、求めていく方向性は同一のものであります。よって、介護保険者としての役割を踏まえながら、高齢者福祉の実現のため、市町との協議を重ねながら事業を実施しているところでございます。

○山下明子議員

そうすると、それぞれの構成市町の中で努力されながら、地域ケア会議に向けての取り組みだとかいろいろなこともされていくんだと思いますけれども、地域の実情に合った対応がとられるための保障として、財源等も含めた広域連合のサポートというのは具体的にどういうことが考えられているのか、お示しいただきたいと思っております。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

改めて申しますと、介護保険制度は、介護保険給付と地域支援という2つの事業に分かれております。

このうち、介護保険給付は国がそのサービス内容や手続等を定める全国共通の制度で、地域や介護保険者による特色は出しにくいものであり、基本的には、広域連合内部でも市町の特色が出ることはありません。

一方、地域支援事業は、地域の実情に合った対応を要するものとなります。地域支援事業のうち

介護予防事業や任意事業は、市町においてその実情に応じた事業の実施や市町の高齢者福祉施策との整合性を図る必要もあります。よって、本広域連合と市町の協議の場においては、それぞれの意見を尊重することに努め、各市町の事業に要する財源の確保などを行ってきました。また、そういった協議の中で、スケールメリットが得られるような事業につきましても、広域連合が直接実施をしております。

包括的支援事業では、域内に設置する全ての地域包括支援センターは、制度上、広域連合が直接委託し、その経費を支払っております。そして、広域連合が事業を委託する際には、基本的な事項である地域包括支援センターの運営が、各事業の実施に係る方針を介護保険者として示しております。

ただし、市町の規模や地域性も異なりますので、生活支援や認知症施策の推進のための取り組みや市町単位で取り組む見守りネットワーク事業や権利擁護に関する事業などは、市町それぞれの考え方や手法で事業を推進できる仕組みを構築しています。そして、第7期に向けた総合事業の検討など、地域支援事業における第7期事業の実施につきましても、第6期までの考え方に基づき、市町との協議を重ねているところでございます。

このように、広域連合といたしましても、財源の確保やスケールメリットを生かした事業等を行うことによって、市町が行う事業の推進を図っております。

○山下明子議員

広域連合としても、大変は大変なんだろうなと思うんですね。保険料は全ての高齢者からいただいている、サービスの利用提供の対象は関係する方たち全てに行き届かなくてはいけないという責任は、それは広域連合が持っているわけなので。その具体的なありようというのは、地域地域によって、ここは山間地だとか、あるいはここは高齢者が特に多いエリアであるだとか、ここは事業所が多いところだとか、いろいろ表情が違ってくるということは、これは国分寺市の話聞きながらも、小規模なケア会議——小ケア会議というの

もあつたり、そこに集まる人は、またそこなりの集まり方があるといったそういう話があつたんですが、そういう取り組みが今後求められていくわけですよ。そのときに、ここから先は市町ですもんねと言ってぼんと突き放してしまつたら、結局行つた先の最後の高齢者、あるいは介護に当たっている家族の方たちのことということは、何か薄い向こうのほうになつてしまつてはいけないと思うんですね。だから、地元は地元で頑張るのだけれども、広域連合としてやっぱりそこはしっかりと関心を払いながら、何ができるのかというところをきちっと常に常に持っていたかかないと、今後、広域連合のほう地域が足引っ張りになつてしまつてはいけないんじゃないかというふうな、そんな感想をこの前視察の帰りのときも、何かすごく矛盾する対応だなということを感じながら帰ってきました。ですから、今の課長の答弁は今の精いっぱいのところなのかもしれませんが、やはり地域が一生懸命頑張ろうとしているところにはしっかりと関心を払って、そこに対する支援を常に頭の中に置いていただくという思いは持っていたきたいと思います。

この介護の問題で最後なんですけれども、やっぱり今までも保険料や利用料の負担を軽くしてほしいと。あるいは、サービス利用が限度額を超えたらできなくなるからということ、サービス利用を控えざるを得ないといったようなことがないようにしてほしいといったことを求めてまいりましたけれども、いよいよ第7期に向けて、軽度者切りだとか負担増によるサービス利用困難といったことが起きてしまうのではないかとこの心配を本當にしています。和光市の取り組みの中では、例えばグループホームに入りましょうといったときに、その入居の費用が大変高ければ所得の低い世帯の方は入れなくなつてしまうので、グループホームをつくる時には、行政のほうはその土地を社会福祉法人に提供できるようなシステムをつくるか、それでも超えるときには差額の家賃助成をするシステムを、これは和光市の一般施策として取り組むとか、あるいは住宅改修の費用も50万円横出し上乗せするだとか、それから、介護

サービスの利用についても3%で済むような利用助成に取り組むというようなことをしながら、結局、地域で受けると言ったからには、地域で受けられる覚悟を持って取り組もうとしているんだなということ、和光市の話を聞いて思ったんですけれども、そういうことを含めて、これまで広域連合として、例えばサービス利用料の助成を考えられないのかといったことについてはいつも後ろ向きだったんですけれども、第7期に向けて、こうした負担増にならない仕組みをちゃんとつくっていくということが、やっぱり本當に必要なのではないかと思いますけれども、そこら辺について、お考えをお示しいただきたいと思います。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

制度の変更などで、変更時と比べてサービスの利用に違いが生じる方はいらっしゃると思いますが、サービス利用を不適切に阻むものではないと考えております。

団塊の世代が75歳以上となる2025年には介護を必要とする高齢者の急増が見込まれる中、介護保険制度が社会保障制度である以上、制度の持続性を確保しなければなりません。そのためには、被保険者の皆様にも応分の負担を求め、それぞれの状況に応じた適切な介護保険給付を提供することが介護保険者としての使命だと考えております。

これからも制度改正が社会保障制度を持続するためには必要な改正であることを、利用者や介護サービス事業者の皆様にご理解いただき、適切な保険給付につなげたいと考えているところでございます。

○山下明子議員

物すごく硬質的な答弁を重ねていただいているような感じなんです、和光市で話を聞いたときのテーマが、マクロの計画策定とミクロのケアマネジメント支援ということだったんですね。要するに、大きな計画は立てていくんだけれども、最終的には一人一人の個別ケアをどうしていくのかということのその積み重ね、積み上げがマクロにつながっていくという話だったと思うんです。一人一人が、必要な介護、あるいは医療のケアから漏れないようにどうしていくのかという頭を持つ

ていかないと、こうですもんねと、国が決めた制度はこうですよ。広域連合としてはこうですよと言って、持続可能でやっていきますと言っているだけに聞こえて、一人一人がどうなっているかということはどういうふうにしてしまうのは、私は利用料や保険料をいただいている側から見れば、やっぱりまだ本当に遠い感じがするんです。ですから、繰り返していますけれども、広域連合として今までやってきていることだけでは済まないことが今提起されているという立場に立って、市町が一人一人の利用者、あるいは介護をしている人たちの立場に寄り添って対応しようとするときに、広域連合も、それは市町でやってくださいというふうにならないで済むような寄り添い方をやっぱりしてもらわないと、ただ持続可能だということだけで済ませるようなことは、今後ついていけなくなってしまうのではないかと思いますので、第7期に向けて。ですので、これからまた策定委員会も開かれていきたいと思いますし、せっかく一緒に和光市や国分寺市を見てきたわけですから、そこら辺の問題意識もきっとお持ちでしょうから、策定委員会の中でも、事務局としても問題提起をしながら、そこそこの地域の持つ、構成市町の持つ課題をきっちりとかかむ努力ということをぜひやっていただきたいというふうに思います。年金暮らしの方たちが本当に多い、そして年金が下がっていくというようなことも含めて、必要なケアが受けられないことがないよというところが一番大事だと思いますので、そこら辺を考えて、第7期に向けての問題提起をぜひ今後の策定委員会などでもしていただきたいということをお求めおきたいと思っています。

では、認知症サポーターの問題ですけれども、養成講座をやっていく上での財政的な支援に関しては連合としてやっているということだったと思います。この認知症サポーター養成講座を受けられた方たちという、小学生まで含めて年齢もさまざまだし職域もさまざまということではあります。養成後の活動について、何か把握をされているのでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するためには、まずは認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守ることから始まっていきます。例えば、認知症の人の支援という観点から考えますと、本人、家族や身近に暮らす近所の人などが認知症に気づく知識を持っていれば、早期に受診に導くこともできます。認知症サポーターは、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において、認知症の人や家族を温かく見守る理解者です。そして、何か特別な活動を行っていただく方ではなく、自分でできる範囲で活動できることがあれば取り組んでいただくことが基本とされております。

このようなことから、各市町で取り組んでいる認知症サポーター養成事業は、養成後の活動に軸足を置くものではありません。現状としては、認知症に対する正しい知識や接し方を学んだサポーターを1人でも多くふやしていくことを目的として実施をしております。

○山下明子議員

認知症に対する理解を広げていくということの大事さについては、全くそうだと思います。それを子供の時期からやっていくということも、核家族化の中で高齢者の方と過ごす時間が少ない子供たちにとって、小学生の時代からやっていくとか、そういうことも本当に必要だというふうに思います。市町によっては、徘徊している人を見かけたらこういうふうに対応しましょうということで、大牟田市だったと思いますが、具体的にそういう訓練を、地域ぐるみで実地の訓練をされているとか、そういう取り組みもあっているというふうに聞いておりますけれども、そういう理解を深めていくということと同時に、養成を受けた人の中には、養成講座を受けましたと、私これから何かもしかしてできるんじゃないかと思っている人がいたり、地域での見守り活動だとかいろいろな訪問だとかしていくときに人が足りないといった声があるときに、何か自分でもできるんじゃないかというふうに思う方もあるやもしれないし、あるいは実際に今から地域でどうやって支えていくかと

いうときに、圧倒的にマンパワーが足りない。もちろん専門的な人たちをきちっと養成していくということが絶対大事だし、その人たちをないがしろにしてはならない、軽んじてはならないと思いますが、同時に、地域住民の中でそういう担い手を少しでも育てていくということを考えたときに、この認知症サポーター養成講座を受けた方たちにも頑張ってもらえるような働きかけだとか支援策ということは考えられないのかなということを思ったんですね。

例えば国分寺市の場合は、認知症サポーターがより専門的な知識を深めるためのステップアップ講座というの也被り組まれているということだったんですが、だから、1回して終わりということではなく、いろんな見解も変わっていきますしね、認知症に関する。だから、テレビでもちょっとした5分間とかのミニ番組なんかもあったりして、少しでも理解を広げようという努力があちこちでされているというのもありますけれども、1回受けただけでなく、さらに深めながら、その受けたことを生かしながら、実際のいろんなところで生かしていけるというふうな仕組みづくりといったものが考えられないのかどうか、そこら辺どうなんでしょうか。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

養成されました認知症サポーターの活動につきましては、個人の主体性に基づき、かつ個人の事情に応じて実施をされているものです。よって、各市町が実施している、あるいは実施を検討している地域活動を推進する取り組みにおける活用については、十分に検討を要するものだと考えております。

現時点におきましては、例えば地域における身近な相談相手として活動を行っている民生委員会など、地域において率先して活動されている団体等に認知症サポーター養成講座の受講を呼びかけています。それぞれの市町のやり方で、地域における認知症を理解した活動者をふやすような取り組みが行われているところでございます。

○山下明子議員

だから、市町それぞれにいろいろと工夫をされ

ているというふうに思いますが、要するに、私は広域連合としてこれから地域包括ケアといったことが言われているときに、こうした問題も視野に置いて、支援策などを市町と一緒にあって、工夫、検討をぜひしていただければという思いで今回質問をしているわけで、例えば、さっき言ったようなステップアップ講座だとか、そういうふうなことに限っては広域連合として少し工夫をしてみようだとか、そういうことも考えられるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ一歩進んだ、マンパワー確保ということも少し視野に入れたような広域連合としての取り組み、工夫ということを求めたいと思うんですけれども、その点どうでしょうか、最後に。

○一番ヶ瀬 新認定審査課長兼給付課長

地域において何らかの活動を行いたい、思いを持って認知症サポーター養成講座に参加されている方もいらっしゃると思います。また、各市町においても、認知症サポーター養成講座を終了した方で地域活動に意欲的な方には、地域におけるさまざまな場面で活動していただきたいという面もあると思います。しかし、この事業は、認知症への正しい理解の普及、啓発を目的とし、認知症サポーターを量的に養成することを趣旨とするため、活動支援というところまではなかなか結びついていないのが現状となっております。

認知症サポーター養成講座の修了者を地域活動に結びつけていくことや、認知症総合支援事業などの取り組みの中で担い手として活用していくことなど、養成講座のあり方も含めて今後の市町の検討課題でもあると考えております。また、広域連合としましても、市町間の情報共有などに努めていきたいと考えているところでございます。

○山下明子議員

情報共有もですが、ぜひ連合としてももう少しステップアップなどのできるようなこと、講師の紹介だけでなく、実際連合としてもそういうことに取り組むとかあり得ると思いますので、ぜひ市町と一緒にあってマンパワーの確保につながるような取り組みとしても位置づけていただくことを改めて求めまして、質問を終わります。

○川崎直幸議長

以上で通告による質問は終わりました。これをもって広域連合一般に対する質問は終結をいたします。

◎ 議案の委員会付託

○川崎直幸議長

これより議案の委員会付託を行います。

第9号から第15号議案は、お手元に配付しております委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

- 第9号議案 平成28年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
- 第10号議案 平成28年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第12号議案 平成29年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第13号議案 平成29年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15号議案 佐賀中部広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○消防委員会

- 第11号議案 平成28年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
- 第14号議案 平成29年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）

◎散 会

○川崎直幸議長

以上をもって本日の日程は終了いたしました。
次の会議は8月10日午前10時に開きます。
本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時56分 散 会

平成29年 8月10日 (木)

午前10時00分 開議

出席議員

1. 中島慶子	2. 野北悟	3. 西正博
4. 諸泉定次	5. 野副昭	6. 白石昌利
7. 伊東健吾	8. 馬場茂	9. 宮崎健
10. 永渕史孝	11. 村岡卓	12. 江原新子
13. 高柳茂樹	14. 松永憲明	15. 川副龍之介
16. 山下明子	17. 川崎直幸	18. 川原田裕明
19. 平原嘉徳	20. 黒田利人	

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀島敏行	副広域連合長	横尾俊彦
副広域連合長	江里口秀次	副広域連合長	松本茂幸
副広域連合長	多良正裕	副広域連合長	御厨安守
監査委員	久保英継	会計管理者	中島博樹
事務局長	岩橋隆一郎	消防局長	中島英則
消防副局長兼総務課長	園田正広	消防副局長兼消防課長	高島直幸
総務課長兼業務課長	石橋祐次	認定審査課長兼給付課長	一番ヶ瀬新
予防課長	野田博嗣	通信指令課長	藤島潤典
佐賀消防署長	高田義博		

◎ 開 議

○川崎直幸議長

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

◎ 委員長報告・質疑

○川崎直幸議長

日程により委員長報告の件を議題といたします。

介護・広域委員会審査報告書

平成29年8月7日佐賀中部広域連合議会において付託された第9号、第10号、第12号、第13号及び第15号議案審査の結果、

第9号及び第10号議案は認定すべきもの、第12号、第13号及び第15号議案は原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成29年8月10日

介護・広域委員会委員長 伊 東 健 吾
佐賀中部広域連合議会
議長 川 崎 直 幸 様

消防委員会審査報告書

平成29年8月7日佐賀中部広域連合議会において付託された第11号及び第14号議案審査の結果、

第11号議案は認定すべきもの、第14号議案は原案を可決すべきものと決定しました。

以上報告します。

平成29年8月10日

消防委員会委員長 平 原 嘉 徳
佐賀中部広域連合議会
議長 川 崎 直 幸 様

○川崎直幸議長

付託議案につきまして、お手元に配付しておりますとおり、審査報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

○伊東健吾介護・広域委員長

皆さんおはようございます。介護・広域委員会委員長報告をいたします。

介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第9号議案 平成28年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員から地域支援事業における包括的支援事業において執行率が低いものがあるが、その状況をどう見ているのかという質問があり、これに対し執行部から、執行率が低い部分は、第6期から、制度改正により市町によって、新規に取り組んだ事業である。経過措置等を用いながら、第6期終了までに事業体制の構築完了を目指しているものであると答弁がありました。

これに対し議員から、市町ごとの事業となっているが、執行率が低い部分において、事業進捗の遅滞などはないのかという質問があり、これに対し執行部から、事業の進捗については、市町と協議を行いながらその状況を確認している。現在のところ、遅滞などは発生していないとの答弁がありました。

以上の審査を経て、採決に際し、第10号議案 平成28年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員より、介護保険料の段階ごとの設定やその軽減策の状況、施設整備不足による施設待機者の状況や在宅介護の推進という状況において、サービス提供体制の不足、介護保険料やサービスの利用料の負担軽減策の不足を感じており、独自の施策展開が必要であるとの観点から認定することに反対であるとの意見もありましたが、採決の結果、第9号議案は全会一致で、第10号議案は賛成多数でそれぞれ認定すべきものと、第12号、第13号及び第15号議案は全会一致で、それぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護・広域委員会の報告を終わります。

○川崎直幸議長

なお、消防委員長からの口頭での報告はないとのこと。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終結いたします。

◎ 討 論

○川崎直幸議長

これより討論に入ります。

討論は、第10号議案 平成28年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について行います。

なお、討論についての議員の発言時間は10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○山下明子議員

おはようございます。私は第10号議案 平成28年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論を行います。

平成28年度は、第6期介護保険事業計画の中間年度であり、第7期の事業計画策定を前にして、これまで国が示してきた要支援1、2や要介護1、2の軽度者に対するサービスの縮小や特養ホームへの入所の制限、あるいは介護報酬の引き下げなどの動きにより、ただでさえ、保険あって介護なしと言われている介護保険が、ますますその根本を問われ、介護を必要とする人が、安心してその人らしく生活できる地域づくりに向かえるかどうか、広域連合としての姿勢が問われていたと言えます。

第6期の事業計画において、65歳以上の介護保険料は、所得段階の見直しにより、それまでの所得9段階から11段階にふやされ、基準額を第5期の月額5,270円に据え置いたとはいえ、所得段階によっては、前期よりも負担増になった人たちもいます。

特に、世帯全員非課税で、年金プラス所得が120万円以下の階層は、第5期では特例第3段階として、基準額の0.66、月額3,478円だったのが、第6期では所得第2段階に下がったにもかかわらず、基準額の0.75、月額3,953円と、月に475円アップするといった負担増になったのを初め、実質的には多くの所得段階で負担増となった人を生み出しています。それにより、保険料が未納となった人は、平成28年度分までの滞納繰り越しの人員が前年度より若干減ったとはいえ、1,993名に上っています。しかも、中・低所得段階での増加はもち

ろんのこと、第6段階以上の基準より高い所得段階でも第5期のときより未納がふえています。

不納欠損処分も950名に上りますが、委員会審査では、その35%が納付困難な状況だということも示されました。

では、本広域連合の財政状況はどうかといえば、この特別会計決算は、歳入297億8,687万円、歳出288億4,149万円で、収支差し引きは約9億4,537万円。そして、そこから前年度の実質収支額、約5億6,231万円を引いても、単年度で見ても3億8,306万円の黒字決算です。しかも、歳出では前年度の6億円を上回る11億9,000万円もの不用額を残しています。そして、介護給付基金として約3億2,700万円積み立てられ、途中で1億8,000万円取り崩したとはいえ、その残高は11億6,200万円にと上っております。

さらに、補正対応で決算剰余金9億4,500万円の2分の1、約4億7,200万円を新たに積み立てることになりますから、結局、介護給付基金の現在高は約16億3,000万円に上ることになります。こうしたことを見ますと、限られているとはいえ、本連合の財政状態は逼迫しているとは言えず、被保険者や介護に携わる家族や事業者など現場に寄り添った対応がもっとできるのではないのでしょうか。

一方で、介護保険の当事者である高齢者の方々は、年々削られる年金から保険料が天引きされたり、利用料の1割負担が苦になって、受けたサービスを我慢しているという事態もあります。また、施設から地域へという流れが強調されても、実質的な受け皿が不足する中で、佐賀中部広域連合管内の特養待機者は、ことし4月1日現在で1,058名、そのうち346名が在宅での待機だという実情も委員会で示されました。

先般、介護・広域委員会で東京都国分寺市や埼玉県和光市の地域包括ケアなどの実情を視察しましたが、安心して利用できる制度のためには、地域での受け皿として、24時間対応できるサービスの拡充などとともに、誰もがサービスから外されないような保険料、利用料の負担軽減措置の拡充も求められます。利用料については、和光市で行

われている3%までの利用助成のような独自の軽減措置はありませんし、保険料についても、国分寺市のように基準の細かい刻みをさらにつけていくなどの配慮はまだ不十分だと言えます。

執行部は、いつも減免したらその財源をどこから持ってくるかが問題と言われますが、基金や剰余金のほんの一部を活用すれば、利用料も含めて負担軽減はできるはずですが、それをやろうとしないまま、幾ら住みなれた地域でその人らしくとスローガンを掲げても実態に合わないのではないのでしょうか。

今後、第7期事業計画策定段階に向けて、要支援や要介護1、2の軽度者に対するサービスの縮小や自己負担増といったことがますます懸念されていることに対し、高い保険料を押しつけながら、必要な介護を受けられるような基盤整備には消極的ということでは、域内の住民の願いには応えられないと思います。

以上の点を指摘し、佐賀中部広域連合としての一層の努力を求める立場から、本決算議案の認定には反対いたします。

○川崎直幸議長

以上で討論は終結いたします。

◎ 採 決

○川崎直幸議長

これより第10号議案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

賛成者多数と認めます。よって、第10号議案は委員長報告どおり認定されました。

次に、第9号及び第11号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第9号及び第11号議案は委員長報告どおり認定されました。

次に、第12号から第15号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告どおり原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第12号から第15号議案は委員長報告どおり原案は可決されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○川崎直幸議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎ 会議録署名議員指名

○川崎直幸議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において伊東議員及び川原田議員を指名いたします。

◎ 閉 会

○川崎直幸議長

これをもって議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時14分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 増 田 耕 輔

議 会 事 務 局 副 局 長 倉 持 直 幸

議 会 事 務 局 書 記 熊 添 真 一 郎

議 会 事 務 局 書 記 塚 崎 正 孝

議 会 事 務 局 書 記 音 成 大

議 会 事 務 局 書 記 松 岡 史 基

議 会 事 務 局 書 記 田 中 泰 司

議 会 事 務 局 書 記 古 賀 友 和

議 会 事 務 局 書 記 三 根 貴 雄

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 川崎 直 幸

佐賀中部広域連合議会議員 伊 東 健 吾

佐賀中部広域連合議会議員 川原田 裕 明

会 議 録 作 成 者
佐賀中部広域連合議会事務局長 増 田 耕 輔

(資料) 一般質問項目表

○ 一般質問

佐賀中部広域連合議会
平成29年8月定例会

質問日	質問順	氏名	質問方式	質問事項
7日 (月)	1	野副・昭	一問一答	1 在留及び訪日外国人の救急時における搬送の対応は (1) 今までに外国人の搬送はあったのか。 (2) どのような手段を取ったのか。 (3) 医療機関への受け入れ体制はスムーズに行われたのか。 (4) 今後、外国人向けの搬送体制をどのように考えているのか。
	2	諸泉定次	一問一答	1 介護行政について (1) 総合事業の移行状況について 2 消防行政について (1) 熊本地震を教訓とした市町との連携について (2) 多久消防署出張所設置の課題
	3	山下明子	一問一答	1 第7期介護保険事業計画の策定にあたって (1) 第6期の総括と重点課題 (2) 国の動き（地域医療構想や「改正」介護保険法）をふまえた対応策の考え方 (3) 広域連合と構成市町の関係性と役割についての見解 (4) 地域の実情にあった対応がとられるための保障は (5) 「軽度者切り捨て」「負担増によるサービス利用困難」を生まない手立て 2 認知症サポーターの位置づけと役割について